

令和8年2月20日

請負人各位

神戸市行財政局契約監理課

令和8年3月公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について（通知）

令和8年3月から適用される公共工事設計労務単価等（設計業務委託等技術者単価を含む。以下「新労務単価」という。）が決定・公表されましたが、新労務単価の早期適用を徹底するため、下記の特例措置を講ずることとしましたので、お知らせします。なお、対象工事等の請負人のうち、請負代金額の変更を希望される方は、様式1号により各担当課まで変更協議を請求願います。

記

1. 特例措置の内容

令和8年3月から適用する新労務単価への改定に伴い、令和8年3月1日以降に行財政局契約監理課において当初契約を行った工事請負契約及びその他請負契約のうち、旧労務単価を適用して積算しているものについて、対象となる請負人は本市に対し、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができる。

請負人から協議の請求があった場合、本市は、3に定めるとおり、請負代金額を変更し、請負人との変更契約を行うものとする。

2. 手続き方法

特例措置の適用を希望される場合は、下記3（1）については契約締結後概ね14日以内に様式1号による請求書を、下記3（2）については「賃金等の変動に対する神戸市工事請負契約約款第24条第7項の運用について」3に規定する期限までに所定の様式により、各担当課までご提出ください。

3. 請負代金額の変更

- (1) 令和8年3月1日以降に行財政局契約監理課において当初契約を行った工事請負契約及びその他請負契約のうち、旧労務単価等を適用して積算しているもの

変更後の請負代金額について、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

(2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないもの

「賃金等の変動に対する神戸市工事請負契約約款第24条第7項の運用について」(1(1)及び2から8まで(4(3)を除く。))の規定を準用するものとする。

4. その他

請負代金額が変更された場合には、下請企業との請負契約の金額見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いします。

なお、労務単価には、事業主が負担すべき人件費(必要経費分)は含まれていません。よって、下請代金に必要経費を計上しない、又は下請代金から値引くことがないようにご留意ください。

<工事請負契約、その他請負契約(建設コンサルタント等業務に限る)関係>
神戸市行財政局契約監理課工事契約担当 TEL:078-322-5147(内)2654~8
<その他請負契約(建設コンサルタント等業務を除く)関係>
神戸市行財政局契約監理課物品契約担当 TEL:078-322-5159(内)2661~3